

近江八幡市教育大綱 新旧対照表（案）

変更前	変更後
1 はじめに	市長冒頭のあいさつにつき、現状は省略
2 趣旨 1. 策定の趣旨 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律 162 号）（以下、「法」という）が一部改正され、平成 27 年 4 月に施行され、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、市長は、教育基本法（昭和 22 年法律 25 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、市長が定めることとなりました。 この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、法第 1 条の 4 第 1 項に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議・調整したうえで策定するものです。	
	(文言追加) このようなことから平成 27 年 10 月に近江八幡市教育大綱を策定し、近江八幡市の教育行政の方向性や目標を明確にいたしました。計画期間が満了を迎えるにあたり、現状の課題や今後の方向性を議論し、改定を行いました。

平成 29 年 7 月 24 日（総合教育会議資料）

<p>2. 他の計画との位置付け</p> <p>近江八幡市教育大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。</p> <p>「近江八幡市・安土町新市基本計画」（平成 21 年 5 月）に掲げられた基本方針を礎におき、近江八幡市教育委員会にて策定された「近江八幡市教育振興基本計画」（平成 24 年 3 月）をベースにして策定しました。</p> <p>また、平成 27 年 3 月に策定された「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」における基本理念や基本的な考え方を踏まえて策定しました。</p>	
	<p>（文言追加）</p> <p>※ 近江八幡市教育振興基本計画は策定後 5 年を迎え、中間見直しを実施し、平成 29 年 5 月に「近江八幡市教育振興基本計画（後期）」として改正されました。</p>
<p>（表中）</p> <p>近江八幡市教育振興基本計画</p>	<p>近江八幡市教育振興基本計画（後期）</p>
<p>3 期間</p> <p>平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に期間とします。</p> <p>ただし、期間の考え方としては、今回設定した 3 年間に限定せず、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、その都度総合教育会議において協議・調整を行い、適宜見直し、決定していくものとします。</p>	<p><u>近江八幡市教育振興基本計画（後期）の期間にあわせて、平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 年間に期間とします。</u></p> <p>ただし、期間の考え方としては、今回設定した <u>4 年間に固定することなく、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、更新時期に開催される総合教育会議において協議・調整を行い、適宜見直し、決定していくものとします。</u></p>

<p>4 構成</p> <p>大綱は、近江八幡市教育振興基本計画をベースに、現状で発生している課題や昨今の情勢を盛り込み作成することになります。</p> <p>内容については、「基本理念」「3つの柱」「5つの視点」「15の目標」から構成されています。</p> <p>大綱は、詳細な施策を策定することは求められていないことから、具体的な施策は盛り込まず、今後大綱に則して施策を実施することとなります。</p>	<p>変更なし</p> <p>内容については、「基本理念」「3つの柱」「5つの視点」「<u>16の目標</u>」から構成されています。</p>
<p>(表中)</p> <p>15の目標</p>	<p><u>16の目標</u></p> <p>(文言追加)</p> <p>⑩個の特性に応じた教育を推進します</p>
<p>5 基本理念と3つの柱</p>	<p>変更なし（省略）</p>
<p>6 視点と目標</p> <p>1. 5つの視点</p>	<p>変更なし（省略）</p>
<p>2. 15の目標</p>	<p>2. <u>16の目標</u></p>
<p>①～⑮省略</p>	<p>①～⑮ 省略</p> <p>(文言追加)</p> <p>⑩個の特性に応じた教育を推進します</p>
<p>5つの視点から具体的な施策に繋げるため、15の目標を掲げました。この目標に沿って、今後各種施策に取り組みます。</p>	<p>5つの視点から具体的な施策に繋げるため、<u>16の目標</u>を掲げました。この目標に沿って、今後各種施策に取り組みます。</p>
<p>7 用語集</p>	<p>変更なし（省略）</p>